

建設工事における低入札対策について

建設工事における低入札価格調査制度の内容を、次のとおり見直します。

<見直しの内容>

(1) 調査基準価格の改正

現 行	
①直接工事費	95%
②共通仮設費	90%
③現場管理費	80%
④一般管理費	30%
合計額＝調査基準価格	
※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を調査基準価格とする。	



改 正 後	
①直接工事費	95%
②共通仮設費	90%
③現場管理費	80%
④一般管理費等	55%
合計額＝調査基準価格	
※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を調査基準価格とする。	

(2) 数値的判断基準(失格基準)の改正

現 行
入札価格が次の場合は失格とする。 入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9 ※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。 ただし、次の場合は、この限りでない。 入札価格 ≥ 純工事費(直接工事費 + 共通仮設費) × 0.85 + 現場管理費 × 0.8 + 一般管理費 × 0.3 ※工場生產品費の割合が高い(概ね7割を超えるもの)電気設備工事等は適用除外とする。



改 正 後
入札価格が次の場合は失格とする。 入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9 ※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。 ただし、次の場合は、この限りでない。 入札価格 ≥ 純工事費(直接工事費 + 共通仮設費) × 0.85 + 現場管理費 × 0.8 + 一般管理費等 × 0.55 ※工場生產品費の割合が高い(概ね7割を超えるもの)電気設備工事等は適用除外とする。

(3) 施行(適用)期日

平成25年7月16日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。

<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係
TEL 076-444-3309